
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号
令 和 6 年 1 月 4 日

那 覇 市 監 査 委 員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	前	泊	美	紀

令 和 5 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和5年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年度
前期定期監査報告書

令和5年12月
那 霸 市 監 査 委 員

令和5年度前期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和4年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 経済観光部

商工農水課、なはまち振興課、観光課

(2) 教育委員会 生涯学習部

総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、施設課、公民館、図書館

(3) 教育委員会 学校教育部

学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課、教育研究所

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第1節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。

- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和5年8月4日から令和5年12月1日まで

2 主な日程

- (1)実施通知日：8月4日（金）
- (2)予備監査：9月26日（火）～10月3日（火）
- (3)監査委員監査：11月6日（月）、7日（火）、8日（水）
- (4)監査委員協議：11月24日（金）、27日（月）

①監査の結果に関する報告協議

②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定

: 12月1日（金）

①監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数 (単位：件)

区分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
経済観光部	-	1	15	1	17
商工農水課	-	1	9	-	10
なはまち振興課	-	-	4	1	5
観光課	-	-	2	-	2
教育委員会生涯学習部	-	-	13	-	13
総務課	-	-	1	-	1
生涯学習課	-	-	2	-	2
市民スポーツ課	-	-	1	-	1
施設課	-	-	3	-	3
公民館	-	-	3	-	3
図書館	-	-	3	-	3
教育委員会学校教育部	-	-	16	1	17
学校教育課	-	-	8	-	8
教育相談課	-	-	2	-	2
学務課	-	-	4	-	4
学校給食課	-	-	1	-	1
教育研究所	-	-	1	1	2
合計	-	1	44	2	47

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ク)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア) 伝統工芸館特別展示室入館料収入 (商工農水課)

- (イ)ミバエ地上防除作業費 (商工農水課)
- (ウ)さとうきび及び甘しや糖生産見込み調査費 (商工農水課)
- (エ)ITインキュベート施設会議室及びIT研修室使用料 (滞納繰越分)
(商工農水課)
- (オ)公設市場使用料 (滞納繰越分) (なはまち振興課)
- (カ)公設市場光熱水費実費徴収金 (滞納繰越分) (なはまち振興課)
- (キ)令和4年度学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) 小学校 (学務課)
- (ク)令和4年度学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) 中学校 (学務課)

イ 歳入調定 (事後調定) 遅れについて (注意事項)

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア)公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金 (なはまち振興課)
- (イ)貸切バス待機場使用料 (明治橋) (観光課)

ウ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて (注意事項)

次の(ア)～(オ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア)那覇市地域消費促進事業余剰金 (滞納繰越分) (商工農水課)
- (イ)那覇市奨学金の返還 (生涯学習課)
- (ウ)牧志駅前ほしぞら公民館の各月分駐車場分配金 (公民館)
- (エ)首里公民館使用料 (11月8日～11月15日) (公民館)
- (オ)首里公民館複合機および印刷機使用料 (1月分) (公民館)

エ 契約期間を遡及させる契約について (注意事項)

次の(ア)～(シ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項 (以下「追認条項」という。) を設けることにより、契約

期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア) なはし創業就職サポートセンター運営事業等業務委託（商工農水課）
- (イ) なは ICT 産業振興ガイドライン策定事業委託業務（商工農水課）
- (ウ) 那覇市未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業委託業務（商工農水課）
- (エ) インキュベート施設機能強化事業業務委託（商工農水課）
- (オ) 乗用昇降機保守点検業務委託（若狭図書館）（図書館）
- (カ) 小禄南・若狭・石嶺・繁多川図書館複写機賃貸借契約（図書館）
- (キ) デジタルリーダープリンター賃貸借契約（図書館）
- (ク) 健康診断業務委託契約（学校教育課）
- (ケ) 令和 4 年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（全中学校）（学校教育課）
- (コ) 令和 4 年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（首里地区）（学校教育課）
- (カ) 令和 4 年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（那覇地区）（学校教育課）
- (シ) 令和 4 年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（小禄・真和志地区）（学校教育課）

オ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 5 号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 泊小学校 3 年生系統空調機修繕契約（施設課）
- (イ) 石田中学校体育館床下鉄製支持脚修繕契約（施設課）
- (ウ) 学校給食献立作成用栄養管理システム保守業務委託（学校給食課）

(3) 各部署の指摘事項等

【経済観光部】

○ 商工農水課

ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について（是正事項）

産業廃棄物の運搬及び処分については、本市を排出事業者として、許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約をしなければならない。

しかし、那覇市IT創造館巾木等業務委託は、産業廃棄物の運搬及び処分について、本市が排出事業者となることなく、許可を有しない受託事業者と産業廃棄物の運搬及び処分を含む業務委託契約を行い、同受託事業者が排出事業者となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項は、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない旨、同法第12条第5項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法第14条第12項に規定する収集運搬業者、処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。さらに、同法施行令第6条の2第4項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨定めている。

産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約については、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

○ なはまち振興課

ア 使用料の不納欠損処分について（要望事項）

公設市場使用料の収入未済額のうち時効が完成して消滅した債権については、那覇市公設市場使用料等不納欠損処分基準第2条の規定に基づき、令和元年度までは不納欠損処分が行われているが、それ以降は行われていない。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。また、昭和27年6月12日行政実例において不納欠損は、すでに調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきであるとされている。

不納欠損処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 支出負担行為の手続きについて（注意事項）

まちなか公衆トイレ子メーター取付工事は、予算の流用により施工しているが、支出負担行為日が予算の流用決定前となっており、予算の確

保がされていない事務処理となっている。

那覇市予算決算規則第 22 条は、地方自治法第 232 条の 3 の規定による支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)をしようとするときは、予算の範囲内において行わなければならない旨定めている。

支出負担行為の手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 観光課

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

令和 4 年度那覇ハーリー及び那覇大綱挽まつり会場設営等業務委託については、コロナ禍の開催に向けて、関係機関との調整業務が 4 月から発生していたが、10 月 4 日に契約を締結している。そのため契約書中に 4 月 1 日から契約締結日の前日までになされた行為を追認する旨の条項を設け、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条第 1 項第 5 号によれば、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないとされており、契約締結日までの（約 6 カ月）間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は当該業務を 4 月より実施しており、適切な方法とはいえない。

当該契約の締結に当たっては、天災等による開催の有無に関係なく事業計画に基づき、契約の始期までに契約を成立されるよう努められたい。

【生涯学習部】

○ 総務課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡のうち、7 月 15 日に受領したその他の給付に該当する旅費(航空運賃)については起算日の誤認により、また、7 月 25 日に受領した交際費(弔電)については失念により、それぞれ精算事務の遅れが生じている。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 2 号において、給与その他の給付については、前渡金を受けた日から起算すると規定され、また、同項第 3 号において、支払を終了した日から起算して 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 生涯学習課

ア 随意契約の予定価格について（注意事項）

石嶺文化スポーツプラザ用地賃貸借契約(地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号を適用した随意契約)の予定価格については、那覇市契

約規則第 20 条第 3 号に定める額を超えているにもかかわらず、同規則第 22 条第 3 項を適用し、予算額を予定価格とみなしている。

当該契約の予定価格においては、同条第 1 項に基づき、あらかじめ予定価格調書その他の文書において定める必要がある。

随意契約の予定価格に当たっては、関係規則を遵守し、適正に定められたい。

○ 市民スポーツ課

ア 調定額の変更手続きについて（注意事項）

中学校運動場使用料のうち雨天により利用できなかった使用料については、還付した際に収入の減額調定を行わなかったため、収入未済額として計上されている。

調定した事項に変更すべき事由が生じた場合は、那覇市会計規則第 22 条において調定額の変更等必要な手続きを行う旨定めている。

調定額の変更に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 施設課

ア 公有財産取得通知の遅れについて（注意事項）

借用校地購入事業（中学校）においては、令和 5 年 2 月 15 日付けで土地購入の売買契約を締結、同年 3 月 3 日付けで登記完了し、土地を取得しているが、総務部長に公有財産取得通知を令和 5 年 9 月 25 日付けで遅れて提出している。

那覇市公有財産規則第 11 条では、各部の部長は、公有財産を取得したときは速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならないとされている。

公有財産の取得後の手続きに当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

【学校教育部】

○ 学校教育課

ア 契約事務について（注意事項）

廃棄薬品類収集・運搬処理業務委託（小学校・中学校）の契約については、当該業務委託が可能な 3 業者へ見積りの依頼を行い、2 人の者からは業務多忙により見積書の提出がされなかったため、見積書を提出した 1 人の者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第 2 号は、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

をするときと規定している。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

自然教室実施事業に係るバス借り上げ契約については、那覇市契約規則第 20 条第 3 号により随意契約を締結しているが、33 件中 9 件については、1 人の者のみから見積書を徴している。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)までの 3 事業 12 件は、使用料等の支払いのため受領した前渡金について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 1 号は、用務が終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)生徒サポーター派遣事業（1 件）

(イ)小学校環境衛生管理費（1 件）

(ウ)自然教室実施事業（10 件）

○ 教育相談課

ア 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

次の 2 件の賃貸借契約、①子ども寄添支援員「片袖事務机」②むぎほ学級支援員「片袖事務机」は、那覇市契約規則第 20 条第 3 号の規定を適用し 2 件とも同じ業者と随意契約している。しかし、同 2 件の契約にあたっては、事務机を引き続き使用することを理由に、前年度に契約した業者 1 人の者のみから見積書を徴し、それぞれ同じ業者と引き続き契約を行っている。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 交通 I C カードの紛失について（注意事項）

子ども寄添支援員配置事業において、令和 5 年 5 月 16 日に寄添支援員が学校等を訪問する際、モノレール等乗車用の交通 I C カードオキカ（以下「I C カード」という。）（残高約 6,000 円）を使用後に紛失した。紛失した場所等は不明で、関係各所への問合せや遺失物の届けを行って

いるが、見つかっていない状況である。また、当該 I C カードは無記名式となっており紛失等による返金の処理ができないものとなっている。

この I C カードは、金券類に相当する物品であり、適切な管理及び使用を行われたい。特に教育相談課においては、紛失した I C カードを含め、子ども寄添支援員分（18 人分）、さらに他事業を含めると 32 枚と多数を使用しており、慎重な取り扱いを図られたい。

○ 学務課

ア 支払い遅延の防止について（注意事項）

小学校管理運営費の学校割当予算分は、各学校において支払処理がなされているが、タクシー使用料や複写機料金の支払いの一部において、請求日から学校受領日までの期間が最長 27 日かかっており、その理由も把握されていなかった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条は、請求書受理後、工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内に支払う旨定めている。

支払事務に当たっては、請求書の受領を組織として適切に行うとともに、関係法令を遵守し、支払い遅延が起こらないよう業務管理を行われたい。

イ 財務書類の適切な管理について（注意事項）

中学校管理運営費の学校割当予算分は、支払完了後に各学校にて当該財務書類を保管するものであるが、石田中学校複写機料金の書類 1 件が紛失していた。

那覇市立学校文書取扱規程第 23 条では、文書を常に整然と分類して整理し、保管することが、また同規程第 24 条では、文書はフォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納することが定められている。

財務書類の管理に当たっては、関係規程を遵守し、適正な整理及び保管を行われたい。

○ 教育研究所

ア 契約締結の手続き遅れについて（要望事項）

警備業務委託契約については、令和 3 年 3 月 23 日に制限付き一般競争入札を実施して同日に落札決定し、同年 4 月 9 日に契約書を締結している。

那覇市契約規則第 25 条において、落札者は、やむを得ない理由がある場合を除き、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約書を作成することとされている。

那覇市契約規則逐条解説では、同条は、落札決定後速やかに契約締結に至るように手続きを行う旨の訓示的規定で、7 日以内の契約書作成に至らなかったときには、その理由を明らかにしておくこととされている。

落札決定の通知後の 7 日以内に、契約書作成に至らなかった場合には、

関係書類への記載など、その理由を明らかにするよう努められたい。

イ 随意契約に係る適正な条項適用について（注意事項）

校舎移転に伴うネットワーク機器の移設に係る契約については、那覇市契約規則第 20 条第 1 号を適用し、契約書の作成を省略している随意契約が 11 件あった。

当該契約は、ネットワーク機器の安全面を優先する視点でネットワーク機器の保守事業者を契約の相手方として特定していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用が望ましい。

随意契約による契約の場合には、契約の内容等に応じて条項適用するとともに、契約書の作成など関係規則に定められている事務の適正な執行に努められたい。

2 その他

(1) 情報セキュリティの強化について

令和 4 年 10 月 13 日にサイバー攻撃（ランサムウェア）により発生した本市図書館システムの障害については、検出事象から最新のソフトウェアの更新が行われなかった当該システムの脆弱性をつかれた可能性が高いとのことである。

那覇市情報セキュリティポリシーでは、不正アクセスを防止するため、ソフトウェアを常に最新の状態に保たなければならない等を定めている。

情報システムにおいては、那覇市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの強化に努められたい。

(2) 起案文書における根拠条文及び適用理由の記載について

契約に係る起案文書において、随意契約の根拠条文のみを記載し、なぜその条項が適用されるのか具体的な理由の記載がないもの（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用する場合を除く。）や、見積書の徴取を 1 者とした契約において根拠条文の記載がないもの等が散見された。

起案文書は、行政機関の意思決定の準備手続きとなる文書であることから、その意思決定の判断が適切に行えるよう、根拠条文やその適用理由を明記するよう努められたい。